

第 231 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 8 年 7 月 27 日（月） 10:00～11:34

2 場 所 中央合同庁舎 2 号館 8 階第一特別会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

津谷 典子、西郷 浩、 會田 雅人、後藤 玲子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、
富田 敬子、長谷川 秀司、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【臨時委員】

荒木 由布子、成田 礼子、宮川 幸三、西 美幸、小西 葉子、中川 郁夫

【幹事等】

総務省政策統括官、総務省統計局長、総務省統計調査部長
内閣府大臣官房政策立案総括審議官、日本銀行調査統計局参事役、
東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長
政策統括官（統計制度担当）：阿南審議官、植松統計企画管理官

4 議 事

- (1) 企業物価指数・2025 年基準改定の基本方針について
- (2) 部会の審議状況について
- (3) 令和 7 年度統計法施行状況に関する報告及び審議について

5 議事録

○津谷委員長 定刻となりましたので、ただ今から第231回統計委員会を開催いたします。
本日は、久我委員が御欠席です。また、白塚委員、長谷川委員が所用のため、途中で退席されると伺っております。

会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日の議事は、議題にありますとおり、部会報告などを予定しております。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局にて、ウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の皆様方、説明者および質疑対応者の方々などにおかれましては、御発言の際には必ず資料名、それからページ番号を冒頭にお示しいたきますようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

なお、会場にいらっしゃる方につきましては、マイクを使用される際、卓上備付けのマ

イクではなく、お手元のハンドマイク、こちらの方を使って御発言等いただきますようお願いいたします。

○津谷委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日最初の議事は、企業物価指数2025年基準改定の基本方針についてです。日本銀行では、企業物価指数の基準改定の見直し方針を公表し、広く意見を募集されているとのことです。今回はその方針について、統計委員会において情報提供していただきます。日本銀行調査統計局の山崎物価統計課長、御説明をよろしくお願いいたします。

○山崎日本銀行調査統計局物価統計課長 委員長ありがとうございます。日本銀行調査統計局で物価統計課長を務めています山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

日本銀行が作成している企業物価指数については、現行の2020年基準から2025年基準への改定作業を進めており、6月に改定の基本方針を対外公表いたしました。本日はその内容を御報告させていただきます。

早速ですが、資料1を一枚おめくりいただきまして、図表1を御覧ください。企業物価指数、すなわちC G P Iでは、企業間で取引される財を対象とした物価指数です。(2)でお示ししておりますとおり、C G P Iは国内の取引価格を対象とするP P I、輸出価格を対象とするE P I、輸入価格を対象とするI P Iの3つから構成されています。

図表2では、今回の基準改定の3つのポイントをあらかじめお示ししております。1点目は、前回の基準改定以降、5年間の経済・産業構造の変化への対応、2点目は、調査先負担の軽減と指数精度向上の両立に向けた取り組み、3点目は、指数名称や参考指数の見直しです。

まず、1点目の経済・産業構造の変化への対応です。図表3は背景情報の整理ですので、割愛させていただきまして、図表4を御覧ください。我が国の経済を取り巻く環境と課題を整理しますと、人口減少、高齢化に伴う人手不足感や内需の頭打ち感があるもと、労働生産性の向上や海外需要の取り込みが意識されておりますほか、この間の外部環境の変化を受けてサステナビリティの推進や地政学リスクの高まりへの対応、経済安全保障の強化といった取り組みも政府や企業に求められています。こうした点を踏まえ、今回の基準改定で捉えていきたいと考えている最近の経済・産業構造の変化について赤字のとおり整理しています。具体的には、A I 関連財の需要増加、農林水産物・食品の輸出拡大、サステナビリティに関連する財の需要増加、そしてサプライチェーンの変化が挙げられます。今回の基準改定では、上の3つに対しては新たな財の取り込みによって、サプライチェーンの変化に対しては、調査価格と呼ばれる調査先企業から聴取する価格や属性情報の見直しによってそれぞれ対応していく方針です。

一枚おめくりいただいて、図表5では今回、取り込む財を一覧で示しております。後の説明と重複しますので、図表6にお進みください。まず、A I 関連財についてです。A I の活用ニーズの高まりを受けて、高性能な計算環境を備えたデータセンターへの投資が国内外で拡大しています。これに関連する財は左側に記載の半導体・サーバー関連と、右側の電力、通信などのインフラ・付帯設備関連に大別されます。今回の基準改定ではこうしたA I 関連財の取り込みを積極化します。

具体的には、図表7を御覧ください。(1)にお示ししているように、半導体・サーバー関連では、高性能半導体の輸入価格や製造装置の輸出価格を新たに取り組む方針です。製造装置の部品である真空ポンプについては、E P Iの品目として新規採用するほか、A I関連で使用される高性能の電子回路基板やコンデンサについても取り込みを進めます。インフラ・付帯設備関連では、データセンターのインフラとして使用される光ファイバーケーブルの需要が拡大していますので、P P Iの新たな品目として採用します。このほかフィジカルA Iに関連して注目が集まっている数値制御装置についても取り込む方針です。

続いて、図表8、農林水産物・食品の輸出拡大です。近年、(1)にお示ししているとおり、我が国の農林水産物、食品の輸出額が大きく伸長しています。これを受け、C G P Iの対象範囲に含まれ、現時点で輸出額が大きく、先行きも拡大が見込まれる財について取り込みを図ります。具体的には図表9にお示ししておりますとおり、E P Iの中に新たな類別、食品を設定し、その内訳として、牛肉、調味料、緑茶、清涼飲料、ウイスキー、清酒の各品目を新たに採用します。

次に、図表10、サステナビリティ関連です。ここではカーボンニュートラルに関連する財、電動車に関連する財、その他、環境負荷抑制に関連する財の3つの切り口で幅広く取り込む予定です。まず、カーボンニュートラル関連では、バイオマス発電所の増加など、実現に向けた取り組みが進んでいます。こうした下、(3)でお示ししているように、バイオマス発電燃料として輸入量が増加している木質ペレットやヤシ殻を新たに採用します。また、電力の需給バランスの調整役を担う蓄電池や、利用が拡大しているバイオプラスチックも併せて取り込みます。

続いて、図表11です。ハイブリッド車や電気自動車の普及を踏まえ、(2)のように、電動車に関連する部品やその原料の取り込みを図ります。具体的には、電動車の駆動ユニットであるイーアクスルやカーエアコン用電動コンプレッサーが挙げられます。また、車載用リチウムイオン電池の原料であるニッケルマツトを品目として新たに採用するほか、水酸化リチウムも取り込みます。その他、環境負荷抑制に関連する財では、(3)のように、自動車の排ガス浄化触媒であるロジウムを新たに採用します。また、採掘による環境負荷の発生を抑えつつ、近年の金の需要増加に対応するため、市場が拡大している金再生地金を取り込みます。

図表12にお進みください。サプライチェーンの変化への対応です。地政学リスクの高まりを受けて、我が国製造業では不確実性の備えとして、(1)のようにサプライチェーンの見直しが行われているほか、経済安全保障の強化に向けた取り組みも進められています。こうした中、C G P Iでも調達販売経路の見直しなど、企業間取引の構造に変化がないかを丁寧に点検し、必要に応じて調査価格の入れ替えなどを行います。

次に、今回の基準改定の2つ目のポイントである調査先負担の軽減と指数精度向上の両立に向けた取り組みについて御説明いたします。図表13は背景説明の紹介ですので割愛させていただきまして、図表14を御覧ください。我が国製造業による国内生産の寡占化が進行し、企業・事業所数が減少する中、調査先企業からは、調査への協力が年々難しくなっているとの声が聞かれます。こうした状況下、今回の基準改定では、調査継続性の確保と

指数精度の確保のバランスを意識して、(1)にお示ししているように、E P IとI P Iの品目採用基準の目安を従来の1万分の5から1万分の8に引き上げます。輸出入額が小さく、品目採用基準を満たさない品目については、なるべくほかの類似品目との統合を図り、それが難しい場合に限り、廃止とします。(2)は現行基準の指数を基に品目を廃止したときの総平均指数の前年比を試算したものです。御覧いただきますと、現行基準の指数と試算値の乖離はほとんどなく、品目廃止の総平均への影響は限定的であることが確認できます。

図表15を御覧ください。外部データ、すなわち他機関の統計やデータベースから得られる計数を利用することで報告者負担の軽減を図る取り組みです。外部データの利用拡大はこれまでも進めてまいりましたが、今回の基準改定でも、費用対効果や指数精度への影響を見極めた上で、有用であれば積極的に導入します。

続いて、図表16です。C G P Iでは、2023年からオンライン調査を導入しております。現時点で約6割の調査先企業が移行済みですが、今後もオンライン調査の利用を推進しつつ、調査先企業の負担軽減に取り組んでいく方針です。

次に、図表17を御覧ください。指数精度の向上に資する取り組みの一つとして、ヘドニック法の適用拡大の事例を御紹介いたします。ヘドニック法とは、大量のデータを基に製品の性能と価格の関係を表す回帰式を推計し、新旧製品の価格差から純粋な価格変動分のみを抽出して物価指数に反映する品質調整の手法の一つです。現在、このヘドニック法は、(2)でお示しのとおり、スマートフォンからレンズ交換型カメラまでの5つの製品カテゴリーに対して適用可能な状態となっております。詳細については、時間の都合上割愛させていただきますが、今回、これらに加えて一番下のマイクロプロセッサに適用を拡大します。また、ヘドニック法を適用している乗用車とレンズ交換型カメラにおいても、回帰式の見直しによる精緻化を予定しています。

図表21までお進みください。欠測価格の補完方法の見直しです。調査価格に欠測が発生した際は、可能な限り定性情報や季節性、トレンドなどに基づく補完を行っています。もっともこうした情報がない場合、これまでは原則として赤線で囲ったとおり、横ばい補完を適用してきました。この点について、近年の物価動向を踏まえて、より精度の高い補完方法がないかを検証し、必要に応じて現行基準から補完方法の見直しを実施する方針です。

次に、3つ目のポイントである指数名称や参考指数の見直しについて御説明いたします。図表22です。今回の基準改定では、P P Iの日本語名称について、現在の国内企業物価指数から生産者物価指数に変更する方針です。P P Iの英語名称は、2014年にグローバルスタンダードとの整合性を確保するため、従来のDomestic Corporate Goods Price IndexからProducer Price Indexに変更しました。このとき、日本語名称については、変更を実施しなかった経緯があります。今回の基準改定を機に、P P Iの日本語名称を英語名称にそろえ、国内企業物価指数から生産者物価指数に変更いたします。なお、P P I、E P I、I P Iの3つの指数を総称するC G P Iの日本語名称、企業物価指数は不変となっております。

図表23を御覧ください。今回の基準改定では、ユーザーニーズを踏まえ、参考指数の見

直しを実施します。具体的には、これまで乗用車についてのみ、北米向けと、除く北米向けの指数をそれぞれ参考指数として公表しておりましたが、(2)でお示ししているように、自動車用内燃機関・自動車部品と、建設・鉱山機械につきましても、北米向けと除く北米向けの指数を新たに作成し、参考指数として公表していく方針です。一方、投資財指数につきましては、ユーザーニーズが確認されない場合、廃止する方針です。

最後に、品目分類編成、ウエイト算定について御説明します。図表24を御覧ください。ユーザーの利便性向上に資する取り組みとして、果実酒・チューハイと医薬品(除動物用)について、経済センサス-活動調査など、ほかの統計に合わせて品目を分割します。

また、図表25では、ウエイトの算定の方法について記載しております。新基準指数のウエイトは、2025年の国内取引額や輸出入額を基に算定します。

最後になりますが、今日ご説明させていただいた基本方針については、ホームページ上で公表して現在、広く意見を募集しているところです。御意見の募集は8月28日までとなっております。

私からの御説明は以上です。

○津谷委員長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御意見や御質問はございませんでしょうか。菅委員、お願いいたします。

○菅委員 大変丁寧に教えていただきまして、ありがとうございました。最後のところのウエイトだけ教えてください。経済構造実態調査を生産動態統計調査で延長して2025年を出しておりますが、この後、経済センサス-活動調査の結果が出てくると思います。それは事後的に差し替えるのか、差し替えないでこのままいくのかという点を教えてください。

○山崎日本銀行調査統計局物価統計課長 こちらのウエイトに関しましては、基本的には差し替えを行わないということになります。大きな変化がないかの検証というところはいたしますが、基本的には差し替えの予定はございません。

○菅委員 副産物の範囲が活動調査で、副業の範囲が広がるので、変わる可能性があるもので、もしよろしければ検証の結果を公表なさるとよろしいではないかなと思います。

○山崎日本銀行調査統計局物価統計課長 御意見ありがとうございます。

○津谷委員長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。長谷川委員からもお手が挙がっております。長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 長谷川です。御説明ありがとうございました。

2点ほどの確認ですが、次回の改定に当たっても、指数算式についての補足で、ウエイト算出のところですが、引き続き、ウエイトについては、基準年の固定ウエイトをメインにして連鎖は補足という位置付けになるのでしょうか。やはり最近物価が上がっているところで、この差が結構乖離が大きくなってしまして、多分、今1%を超えていると思いますが、さらに改定する時期が来年ですので、さらに1%以上、この乖離が大きくなるというように懸念されます。その辺りの見通し、考え方を教えていただきたいのと、品質調整のヘドニックのところですが、これは本当に御苦労されて、実務者の方々、大変だと思います。推計頻度は、このような形で結構ですが、回帰式の関数計が変わったり、パラメー

ターが変わったりということで、見直しによって、結構価格のトレンドについて、動きがリンクするような感じがたまにあります。そこが気になっており、例えばなかなか難しいのかもしれませんが、改定を過去のデータについて、最新のモデルでやったもので再推計と申しますか、見直しすることは可能なのか、あるいはそういうものはどうなのかといったところをお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

○津谷委員長 2つほど御質問が出ております。日本銀行、お答えを願うことができますでしょうか。

○源間日本銀行調査統計局物価統計課物価統計改定グループ長 失礼いたします。1点目の固定ウェイトを使うか、連鎖にするかについては、御理解のとおり、固定ラスパイレス方式で作った指数というのを基本分類指数として、引き続き、連鎖で作ったものは参考指数として公表するというのを考えております。

おっしゃるとおり、経済構造の変化が激しい中では、固定ウェイトを使うことによるバイアスというのは生じ得るということは理解しております。一方で、連鎖指数に関しては、御案内のとおり、ドリフト効果という形でのバイアスが生じる可能性もありますということで、我々としては、このようなバイアス、大きい影響が生じないかというところを常に点検しつつ、指数作成を続けていこうと思っております。

2点目、ヘドニックに関しては、おっしゃるとおり、モデルの再推計によって品質調整の結果というのは変わります。ここは新しいモデルを、スライドに載せている頻度の推計のタイミングの都度、旧推計式と新推計式、どの程度影響が乖離し得るかというところも検証した上で、納得度の高いモデルを選ぶということを内部的にはやっておりますので、再推計が大きく指数の性質を変えないようには気を付けつつ、作成しております。

○津谷委員長 ありがとうございます。長谷川委員、よろしいでしょうか。

○長谷川委員 どうもありがとうございました。まさに指数算式のところはなかなか難しいところだと思いますが、基準改定のときに、回答の正式系列が大きく改定といいますか、動きが随分と変更する、変換されると、先ほど申し上げましたように、乖離が1%以上ある中で、それで新しい基準でもってやると、その部分がある意味、是正といいますか、改定されるものですから、その影響が心配されますので、そこは引き続き御検討されるということだと思いますが、よろしくお願いいたします。

○津谷委員長 ありがとうございます。白塚委員と福田委員のお2人から、お手が挙がっております。まず、福田委員、お願いいたします。

○白塚委員 すみません。私は、そろそろ退席しないといけないので、それでは、私の発言は結構です。

○福田委員 白塚委員、先でお願いします。

○津谷委員長 では、白塚委員、お願いいたします。

○白塚委員 では手短かにコメントします。連鎖指数については、現状どおりでいいと思います。過去の連続性との関係もありますし、連鎖指数自体は公表されていますから、引き続き利用側の対応ということで問題ないと思います。

それから、ヘドニック法については、35年ぐらい前に私がパソコンなどに適用して、最

初に現在の企業物価に取り込んだときから基本的に大きな枠組みは変わっていません。ほかのヘドニック法適用品目も、ヘドニック法を適用していない通常の品目の指数作成方法との整合性などを考えて、今のような枠組みがずっと続いているわけです。ヘドニック法を継続的に利用していくうえでは、推計式を適宜見直していく必要がありますが、できるだけデータのアップデートなどによる影響が少ない頑健な枠組みを作っていくということを心掛けるということしかないかと思っています。

すみません、私は時間なので、これで失礼させていただきます。

○津谷委員長 ありがとうございます。日本銀行、何か一言ありますでしょうか。分かりました。

では、続いて福田委員、お願いいたします。

○福田委員 ありがとうございます。私も長谷川委員と少し似ておりますが、経済の構造変化がすごく激しいということと、今回も新たにA I 関連のものを導入して、積極的に導入していただいたというのは非常に素晴らしいことではないかと思います。5年後にA I の姿というのは今と相当変わっている可能性はあって、そういう意味では、公表の仕方は、白塚委員がおっしゃったように、今までどおりでいいと思います。途中経過的な分の情報提供をできるだけユーザー向けに調査統計局として単に統計を作って、今までどおり公表するというだけではなく、かなり構造変化が非常に激しい中で、ユーザー向けの情報提供みたいなものをも少し工夫していただけるということ、できればお願いできたらと思います。

5年後にいきなり見たら、もう大きく段差が出ましたというよりは、中間段階での情報提供みたいなのがもう少しあるとありがたいとは思いますがいかがでしょうか。

○津谷委員長 日本銀行、いかがでしょうか。

○山崎日本銀行調査統計局物価統計課長 御意見ありがとうございます。いただいた御意見を承りまして、どういったことができるのかというところはここで申し上げられないのですが、連鎖指数のところではウェイト自体が変わっていったものが御覧になれるということと、あとは、いただいた御意見についても承りました。ありがとうございます。

○津谷委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。他に御意見や御質問はございませんでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。企業物価指数の2025年基準改定の基本方針とその背景にある考え方について、日本銀行より御説明をいただきました。近年の経済・産業構造の変化を踏まえ、新たな財の取り込みなどに注力されること、指数精度の向上に向けて、品質調整方法や欠測価格の補完方法の見直しに取り組むこと、調査先の負担軽減のため、E P I や I P I の費目採用基準を見直しつつ、外部データの一層の活用やオンライン調査を推進されていくこと、指数名称や参考指数の見直しを検討していることなどについて詳しく御説明をいただきました。

グローバルな経済・産業構造が大きく変化し、不確実性が高まる中、経済を映し出す鏡である物価統計の役割の重要性は、近年ますます高くなってきていると思います。指数精度の維持・向上やユーザーの利便性を確保しつつ、調査先の負担軽減のバランスを取るこ

とは容易でないと認識しております。現在、意見を広く公募されていると伺いましたが、本日この委員会で出された御意見も含めて、様々な意見を踏まえながら、今後もよりよい物価統計の作成に向けて不断に取り組まれることを期待しております。本日は詳細な御説明、ありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。本日は、部会の審議状況について3件の御報告が予定されております。まず、サービス統計・企業統計部会での科学技術研究調査に関する審議状況について、菅部会長から御説明をお願いいたします。

○菅委員 菅です。それでは、科学技術研究調査の変更に関する部会での審議状況について御報告いたします。

本件につきましては、先月の統計委員会で諮問された後、サービス統計・企業統計部会において、7月1日と同月21日の計2回の審議を行っております。ただし、第2回の部会につきましては審議内容を整理しているところですので、本日は第1回の部会を中心として報告し、第2回の部会につきましては、次回の委員会において御報告させていただきます。なお、現在の審議の進捗につきましては、簡単に触れさせていただきますと、第2回の部会では一部の事項について、第3回の部会において調査実施者から追加説明を行うこととしましたが、今回の調査計画の変更内容につきましては、一通りの審議を終えておりまして、おおむね了承されております。

それでは、資料2を御覧ください。まず、(1)調査事項の変更についてです。①調査事項の追加・変更は、第7期科学技術イノベーション基本計画の策定に伴う政策ニーズを踏まえまして、特定目的別研究費を見直すものであります。これにつきましては、新たに2分野で研究費を把握する必要性、特定目的別研究費と特定技術別研究費の区分の考え方、重複計上の扱い等を中心に審議を行いました。その結果、国家戦略技術領域の研究費を把握する観点から調査事項を拡張、再編するものであり、適当と整理しております。なお、委員からは、近年、マテリアルが国家戦略上の重要なキーワードとなっていることを踏まえまして、現行の「物質・材料分野」という名称に「マテリアル」を追加することを検討してはどうか。AI分野の範囲の説明文の中に、「生成AI」や「フィジカルAI」といった用語を含める必要はないか。一部の分野の説明文に「幅広い研究」という表現があるが、当該表現の有無による違いは何か、また、解釈の余地が大きくなることで回答にむらが生じる可能性はないかとの御意見がありましたことから、これにつきましては、第2回の部会で調査実施者から追加説明があったところです。

次に、②調査事項の追加。調査票甲（企業B）において、特定目的別研究費（8分野）及び特定技術別研究費（5分野）を新たに調査事項として追加するものです。これについては、企業Bへの追加理由及び報告者の回答可能性等を中心に審議いたしました。その結果、資本金規模によらず、我が国全体の研究開発の実態をよりの確に把握でき、科学技術・イノベーション基本計画の進捗、成果の把握や、国際比較可能性の向上にも寄与するものであること、複数の分野にまたがる研究であっても、案分等の調整が不要な設計となっていることから適当と整理しております。なお、委員からは企業Aと企業B、それぞれの調査回答率を確認したいとの御意見がありましたことから、これにつきましては、第2回部

会で調査実施者から追加説明があったところです。

次に、③調査事項の削除につきましては、調査票甲（企業A）において把握しておりますした製品・サービス分野別研究費について、近年の利活用実績の低下及び報告者負担の大きさを踏まえまして、調査事項から削除するものです。これにつきましては、調査実施者から国内の利活用状況のほか、国外の利用、国際比較の観点から、OECDにおいて各国の製品・サービス別研究費を収集していますが、日本の本項目の粒度ではOECDの要請に対応できておらず、加盟国等からのデータ提供もG7及び中国、韓国の中ではフランス、イタリアだけとなっているとの説明がありまして、それらを踏まえまして、利活用実績の低下の状況や削除による影響等を中心に審議いたしました。その結果、本調査事項につきましては、その把握自体の有用性は国際的にも認められており、把握の継続が望ましいものの、現状、国際比較の観点から求められている必要な粒度を満たしておらず、国内的にも利活用状況が相対的に低調であること。また、報告者に相当の負担を課すものであり、関係府省へのヒアリングにおいても削除しても差し支えないことを確認していることから、削除はやむを得ないと整理しております。

なお、本調査事項の削除につきましては、やむを得ないものとしつつ、調査結果の利活用や将来的な見直しに関しまして、委員からは、利活用が低調な背景には、現行の製品分野を中心とした分類が時代に即していない可能性があり、より実態に即した分類への見直しを中長期的に検討すべきではないか。企業側の負担を考えれば致し方ないと思うが、産業と製品・サービスのマトリックスは生産性分析や組織資本に関する研究において重要なデータになっているのではないか。本調査の削除により一定の研究が困難になるのであれば気がかりであるとの御意見がありました。

本調査事項は長年にわたり調査されてきたことを踏まえまして、第2回の部会においては、なぜあまり活用されていないのか、調査実施者において総括することとしておりました。これにつきましては、第2回の部会で調査実施者から利活用状況について総括的な説明の上、今後、利活用ニーズへの対応の在り方について、諸外国の対応状況のResearchを含めて、中長期的に研究するとの説明があったところであります。

次に、(2)調査対象の範囲の変更についてです。最初に①調査票甲（企業A・B）の統合は、調査事項の見直しにより、企業A・企業Bの調査項目が同一となることから、調査票甲として統合するものです。これにつきましては、統合が推計方法等に影響を及ぼすものではないことを確認し、適当と整理しております。

また、②大学等出資会社を悉皆調査とする取扱いの取りやめは、令和4年調査から悉皆調査として実施してきた大学等出資会社につきまして、通常の抽出条件に戻すというものであります。これにつきましては、該当企業数の実態や今後の見込み等を中心に確認いたしました。その結果、令和4年から7年調査までのいずれにおいても集計結果が表章不可となっている状況であること、また、要望元である内閣府との協議を経ていることから適当と整理しております。

第1回部会における審議内容の御報告は以上です。今後の予定ですが、第3回の部会では、調査実施者から追加説明の後、前回答申における今後の課題への対応状況について審

議しまして、答申案の内容について取りまとめる予定です。

私からの説明は以上です。

○津谷委員長 菅部会長、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。今回は、7月1日に開催された第1回部会での審議結果を中心に御報告をいただきました。また、第2回部会が先週7月21日に既に行われ、残る変更事項についても一通り審議を終えられたとのこと。一部追加説明が必要な部分を残しつつも、今回申請された変更については、おおむね了承されたものと理解いたしました。

また、製品・サービス分野別研究費の調査事項からの削除につきましては、その把握自体の有用性は国際的にも認められており、把握の継続が望ましいものの、国際比較の観点から必要とされている粒度を満たしておらず、利活用も比較的低調であり、報告者に相当の負担を課しているものであるといった点を総合的に勘案した結果、削除については、やむを得ないとの整理がなされたものと理解いたしました。

調査実施者からは、当該調査事項に関して、国際比較の状況や利活用状況の説明がなされるなど、本件について丁寧に御審議をいただいたものと思います。調査実施者におかれましては、利活用ニーズへの対応の在り方について、中長期的な観点から引き続き御検討をいただきたいと思います。

次回の第3回部会では、追加の説明と答申案等について審議される予定とのこと。菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属される委員の皆様におかれましては、引き続き部会での御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、統計作成プロセス部会での審議状況について、西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷委員 西郷です。それでは、説明をさせていただきます。資料の番号は3になります。

1枚表紙をめくっていただくと1ページ目というところで、議事概要が始まっておりますが、統計作成プロセス部会第10回の部会が6月22日に開催されました。議題は下の方の4、議題というところを見ていただいて、その他を除いて2つあり、(1)がPDCAサイクルによる公的統計の品質確保、向上の取組状況について、(2)が各府省における公表数値等の誤り報告状況等についてになっております。

それでは、まず、審議の内容につきまして、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

○栗原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計品質管理推進室参事官 事務局です。部会長からの御指示に基づきまして、事務局からプロセス部会に御報告した内容について御説明します。当日の部会資料ですが、資料3の参考1と参考2という形で添付しているところです。

まず、資料3の参考1、「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上の取組状況」

を御覧いただければと思います。

まず、1 ページ目を御覧いただければと思います。公的統計の整備に関する基本的な計画に基づきまして、公的統計の品質確保・向上に向けた様々な取組を推進しているのは御承知のとおりですが、その中核となるものが、総合的品質管理の考えに基づくPDCAサイクルの確立でして、その柱となる2つの取組が、各府省が自ら行う点検・評価、それから、総務省による統計作成プロセス診断です。それぞれどのような取組かということにつきましましては、もう既に御承知のことと存じますので、説明は省略させていただき、部会の報告内容について御説明させていただきます。

3 ページ目を御覧ください。令和7年度に各府省が実施した点検・評価は105調査ありました。令和8年度におきましては、ほぼ同数の102調査について点検・評価が予定されております。4 ページ目には点検・評価を通じた課題等の改善例などを紹介しておりますので、お目通しいただければと思います。

それから、次の5 ページ以降、統計作成プロセス診断の実施状況について報告させていただきます。

6 ページ目ですが、統計作成プロセス診断の概要を記載しておりまして、既に御承知のことと思いますので省略いたしますが、一言だけ申し上げれば、総務省が任用する外部有識者の方々が要求事項に沿って診断を行い、統計作成府省に助言等を行いまして、統計品質管理の取組の更なる充実、実効性確保を図るものというのがポイントです。

7 ページ目を御覧いただければと思います。令和7年度の診断件数の大枠の御報告です。令和7年度は7府省の11基幹統計調査に対して診断を実施したところです。

続きまして、8 ページから10ページまでについては、令和7年度の診断活動において焦点が当たった事例について、3事例報告させていただいたところです。時間の都合と、後ほどの説明と重複する部分がありますので、説明は省略させていただきますが、8 ページ目はマニュアルの整備の推進、9 ページは業務委託の管理・監督について、それから10 ページ目も同じく業務委託ですが、調査継続と統計品質向上に必要な知見の蓄積についての報告となっているところです。それぞれ診断を受けた府省に対して行った助言や、他の参考となる好事例などについて、この資料に基づいて部会で報告を行ったところです。

11 ページを御覧いただければと思います。こちらは「令和5年度～7年度の診断活動を踏まえた中間総括」というタイトルを付させていただいております。内容ですが、令和7年度末までに、全ての基幹統計調査のうち約半分について、診断を実施することができましたので、この機会を捉えて、これまでの診断活動について、統計管理官の方々に振り返りを実施していただき、他の基幹統計調査や一般統計調査の関係者にもお伝えしたいことについて、品質確保を図る上で重要な視点、取組としてまとめ、部会に報告したところです。11 ページ目は前提となる基本的な考え方の図でありまして、何よりも各府省による主体的な総合的品質管理が大切であるというメッセージの図となっているところです。

続く12 ページから15 ページまで、重要な視点・取組として、4 点を報告させていただきました。12 ページの1 点目は、「統計作成プロセスの全体像が把握可能なドキュメントの整備」です。管理職によるトップマネジメントの実践でありますとか、進捗管理等のために

全体像が把握できるドキュメントの整備が重要であるということを報告させていただいております。

13ページを御覧ください。2点目ですが、「組織的な文書としての業務マニュアルの整備、継承」です。ややもすると担当者個人の引継ぎ文書となっている資料を、業務の属人化防止の観点から組織の共有文書として保存、継承することが重要ということで報告させていただいております。

次の14ページを御覧ください。3点目は、「委託業務の主体的な管理と知見の蓄積」です。委託業務の品質というのは統計作成の品質そのものであるもので、委託先の業務を主体的に管理すること、それから委託先の作業内容とノウハウなどを報告させて担当内に蓄積いたしまして、調査業務の継続性確保に問題がないようにすることが重要というような報告をさせていただいております。

15ページを御覧ください。4点目ですが、「調査改善に向けて現状把握、分析の重要性」です。統計調査を実施する過程で蓄積された各種データなど、調査の改善を図るための情報として積極的に分析し、利活用することが重要としております。

若干駆け足になりましたが、これまでの統計作成プロセス診断を踏まえた中間報告として御報告させていただきました。

続きまして、参考資料の2を御覧いただければと思います。参考資料2は、「各府省における公表数値等の誤り報告状況等」についての報告です。本状況の一部については、この後の統計法施行状況報告にも同じ記載が出ておりまして、そこから抜粋した数値と同じものになっております。

2ページ目を御覧ください。令和7年度に各府省から報告を受けた公表数値の誤り報告は、6府省から119件、過去2年、過年度と比べてもほぼ同数という状況です。誤りの主体を見ると実施作成者、すなわち調査の担当府省や受託等機関における誤りが99件で、約7割、報告者の誤りが34件で約3割というような状況でした。

次のページに行っていただいて、上段を御覧ください。上段の表は誤りの原因についての内訳です。実施・作成者における誤りは、約9割が手作業による誤りとなっております。報告者の誤りは、調査票への記入漏れや記載ミスなどが約7割と最も多くなっております。3ページの下段は、どのような再発防止策を講じたか分類したものです。御参考まで。

次の4ページ目を御覧ください。こちらは、誤り報告を受理している総務省からの所見という形になっております。最も大切なことは下線部、上から4行目に付しました、有効な再発防止策のためには背景を正しく把握する必要があるというのが我々の所見です。その下、4ページの青枠内の説明です。再発防止策につきましては、どの程度まで背景事情をちゃんと把握した上での対策になっているのか、我々に対する報告からは確認ができなかったところもありますので、今回、既に報道されております文部科学省の事案について、事案発生直後に、委員長にも御報告や御相談申し上げまして、総務省において誤り発生原因及びその背景事情について、把握・検証を行わせていただいたところです。

5ページ以降がその内容となるところです。5ページ目です。今回は、文部科学省の子供の学習費調査の誤り事案について、政府統計全体の再発防止の観点から検証を行いました。

て、政府全体として留意すべき事項を取りまとめたものです。

6 ページから 8 ページまでは、子供の学習費調査、それから令和 8 年 1 月に公表された訂正内容の概要となっておりますが、時間の関係もあるので説明を省略させていただきます。

9 ページ目を御覧いただければと思います。こちらは誤りの直接的な発生原因について、文部科学省からのヒアリング、資料提供、あるいは公表の概要などから確認した内容となっております。全体で 5 点の誤りを確認したところです。10 ページ目を御覧いただければと思います。9 ページで、確認した誤りについて、なぜそのような誤りが発生したのか、子供の学習費調査を取り巻く背景事情について、時系列を追って説明しているのがこちらの図です。これも時間の関係上、具体的な説明は省略しますが、今回の誤り発生事案の背景には 4 点ほど複合的な要素がありました。

1 点目は、図にも出てきますが、新型コロナウイルス感染症によって調査が延期になったということ。2 点目が学校コードという新たなコード体系を導入したこと。3 点目が学校基本調査を中心とした大規模なシステム更改が行われていること。それから、4 点目がシステム設計の方針変更、このような事情による複合的な変更が同じタイミングで発生しまして、統計作成プロセスにおいて通常と異なる難しい対応が必要となっていたということが確認できたところです。他方で、この間、本調査の実施体制は平時と変わらず、統計調査やシステム開発の専門人材の配置もなされていなかったという事情があったところです。

11 ページを御覧ください。まず、11 ページは検証の結果ですが、誤り発見後の対応についてです。誤り発見から正誤表の公表まで 2 か月未満での対応となっております。文部科学省から、正直に訂正の事案を公表いただき、また、対応が適切かつ迅速になされていたということが確認できたところです。

それでは、12 ページから 16 ページですが、本事案の背景を踏まえた、文部科学省における課題と改善策の報告です。大きく 3 点ありまして、その中で幾つか分かれている構成となっております。

(1) が「マネジメントの課題」です。その中の 1 点目が「統計作成の専門的人材の配置」です。それから 2 点目が「情報システム開発等における専門的人材の育成・確保と的確なプロジェクト管理」、それから 3 点目が「変更管理の視点」、4 点目が「業務マニュアル・手順書の整備」として挙げさせていただいているところです。(2) といったしましては、「適切な審査の実施」といたしまして、そのうち 1 点目が「中間生成物の審査」、2 点目が「調査票データの審査、統計表の確認・審査」です。

それから、次のページ (3) が「誤り発見後の対応」でして、それぞれに御覧のような検証結果を報告したところです。この検証結果を教訓として、政府全体として取り組むべき留意点などを取りまとめさせていただいたのが次ページ以降です。

17 ページに進んでいただければと思います。ここは 5 点ほどあります。文部科学省の課題や報告事項と重なる部分も多くありますが、1 点目が「統計データアナリスト・アナリスト（補）の育成・配置」です。特に人事ローテーションも考慮した資格保有者の育成と

配置が必要と報告をさせていただいております。2点目が「変更管理マネジメントの実践」です。通常と異なる作成プロセスになる場合には、管理者が影響を確認して必要な手当てを行う必要があるという報告をさせていただいております。

次ページに進んでいただきまして、3点目です。「情報システム開発等の的確なプロジェクト管理と手作業の最小化」ということで、幾つか要点があります。1点目が、システム開発の的確なプロジェクト管理、次にシステム開発に知見のある人材の育成・確保、それから自動化の推進による手作業の削減、このようなことが必要であるということを報告させていただいております。

次のページ（4）です。「誤り発生時の影響を想定した作成・審査体制の整備」ということで、影響が大きい統計については、一般統計調査であっても体制の強化が必要であるということを報告させていただいております。

次の（5）です。「誤りの発見・発生時の適切対処の徹底」として、統計制度の信頼維持のために誤り発生時の対応ルールは引き続き確認、徹底が必要であるということをまとめております。

以上の5点を本件の教訓を踏まえた政府全体として取り組むべき留意点として、部会に報告させていただいたところです。説明が長くなりましたが、以上です。

○西郷委員 ありがとうございます。それでは、内容的にかなり重複がありますが、部会の審議の状況について、私から簡単に説明させていただきます。資料3の1ページ目から6ページ目までに渡って掲載されておりますが、議事概要を中心にして説明いたします。

まず、議題2つのうち最初の方ですが、PDCAサイクルによる公的統計の品質確保、向上の取組状況についてです。5番の概要の1ページ目の下に、この議題に関する議論の概要が書いてあります。そこを読み上げる形になります。まずは点検・評価の取組状況について、部会で事務局から報告していただきましたが、おおむね順調に進んでおり、昨年と同じぐらいのペースで進んでおります。令和9年度に全ての基幹統計調査についてプロセスのチェックを終えることが基本計画に定められておりますが、恐らくこのペースでいけば、計画どおりに全ての基幹統計調査について、プロセスの診断を終えることができるであろうと思われます。今回、先ほども説明がありましたが、統計プロセス作成診断の中間的な総括というか、評価が示されたわけですが、非常に重要な取組の視点等が報告されたことで、これを今後のプロセス診断、ひいては今後の統計作成の品質向上に生かしてほしいことが部会での総論になります。

委員から出された意見は、2ページ目の上から4分の1、5分の1ぐらいのところから（1）が始まっていて、それが4ページ目まで続いております。長いので主なものだけ取り上げて報告しますと、統計プロセス全体を可視化するような資料の整備は是非必要であることが1点、それから属人化を避けるための標準化のためのマニュアルの整備も是非必要であること、それから、結果の分析、統計調査の結果が出て、結果の分析から改善プランまでの立案を先ほど述べた業務フロー図やマニュアルに組み込んでおくことも、必要なのではないかという御意見も出されました。こうした報告、それから委員会における意見は政府全体の統計調査に対して有益なアドバイスとなっていると思いますので、これを是

非役立てていただきたいということと、それから部会としても今後、政府の取組を支援していきたいということが議題1に関するまとめとなります。

次に、議題2の各府省における公表数値等の誤り報告状況についてですが、これは審議の内容が1ページ目の一番最後から2ページ目にかけて書いてあります。先ほどこの点に関しては事務局から非常に詳しい説明がありましたので、私からは、審議でどういうことが議論されたのか、部会でどういうことが審議されたのかということについて、報告をさせていただきます。

令和7年度における各府省から報告された統計の訂正状況に関しては、誤り発見後の対応はおおむね適切になされていることを確認いたしました。そのうち一つの誤りに関しては、これも先ほど詳しい説明がありましたが、総務省による背景事情の検証についての結果の報告を受けてから政府全体としての取組として、検証結果を考慮して作成プロセスにおける留意事項について報告を受けております。

この件に関して委員からいただいた意見は、資料3の4ページ目の(2)から6ページ目まで書いてありますが、これも長いので、主立った御意見を適宜ピックアップさせていただきます。まず、業務の変更時に関しては変更の影響のある範囲を明確にして、明確にされた範囲についての検証方法をあらかじめ決めておくことが重要です。一つの事例については、必ずしもそのことが徹底されていなかったのをそれを徹底してほしい。それから今回システムを改修するということがありましたが、システム改修に当たっては改修の前後の比較検証をしようとして、検証の方法を決めておいて、システムの開発は中期的な視点から進めてほしいという御意見がありました。また、サービスの品質管理は最近では非常に発達しておりますので、そういったことを参考に、よりよい業務プロセスを構築する努力していただきたいことと、あとは、今回、ユーザーからどうも数字がおかしいのではないかという指摘がありましたが、要するに、集計結果を見れば気がつく部分がありました。ですので、集計して終わりではなくて、集計の結果の審査基準もこの際、整備してほしいという御意見がありました。

以上、議題2につきましては、総務省から報告がありました政府全体の取組の徹底を各府省で進めていただくことを、部会のまとめとしました。

以上で、プロセス部会についての報告は終わらせていただきます。

○津谷委員長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして、御意見や御質問はございませんでしょうか。成田委員、お手が挙がっております。お願いいたします。

○成田臨時委員 今の資料の2ページですが、私の発言が取り入れられているところについて、少し修正をさせていただきたいと思います。

「8ページの『統計作成プロセスの全体像が可視化されていない』、12ページの『全体像が把握可能なドキュメントの整備が重要』という報告について、上場企業では、内部統制監査を導入し」、上の2ページです。「内部統制監査を導入し、フローチャート、業務記述書及びRCM（リスク・コントロール・マトリックス）の作成を義務づけている」となっております。このように部会でも発言させていただいてしまいましたが、フローチャート、

業務記述書、RCMの作成は法律上で義務づけられているわけではありません。私の所属していた監査法人では上場企業監査の作成を義務づけておりましたし、実務上はこれらの文書を一般的に、ほとんど全ての上場企業が3点セットを作成されてはいます。ただし、法律上、作成を義務づけられているわけではありませんので、申し訳ありませんが、この部分は「上場企業では、内部統制監査を導入し、フローチャート、業務記述書及びRCM（リスク・コントロール・マトリックス）の作成が一般的に行われている」というふうに修正いただけますでしょうか。

すみませんが、よろしくお願いします。

○津谷委員長 ありがとうございます。資料3の2ページについてです。委員からの主な意見等という（1）の最初の丸の上から4行目ですが、RCMの作成が今、「作成を義務づけている」と記されているところを、「作成が一般的に行われている」と修正してほしいという御要望です。御要望どおりに修正させていただきたいと思います。成田臨時委員、よろしいでしょうか。

○成田臨時委員 はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

○津谷委員長 ありがとうございます。そのほか御質問や御意見はございませんでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきたいと思います。令和2年度からスタートした点検評価の取組については、各府省自身による統計作成プロセスの見直しと改善が引き続き進められており、取組がおおむね順調に進捗していることを、統計委員会としても高く評価したいと思います。関係者の皆様の御尽力に心より感謝いたします。

統計作成プロセス診断については、令和5年度後半から本格的に実施が始まり、令和7年度末までに基幹統計調査のおよそ半分の診断が完了したとのことです。基本計画で定められた目標に向けて、プロセス診断が着実に進捗していると理解いたしました。また、統計管理官から、統計作成プロセス診断の中間的総括として今回お示しいただいた知見は大変重要なものであり、基幹統計に限らず、一般統計調査に携わる各府省の担当者の皆様にも、有益かつ有用な助言として是非お役立ていただきたいと思います。

2つ目の報告の各府省における公表数値等の誤りについては、過去の統計の課題や問題を踏まえた統計委員会の建議に基づき、誤り発生時の対応ルールに従った適切な対応がなされているという報告をいただきました。統計委員会としても、各府省の取組について、今後も必要な支援を適宜行っていきたいと考えております。

また、今回は文部科学省における誤り発生の一事例について、総務省から検証結果の御報告をいただきました。誤り発生の背景には、個々の調査担当者や実施者だけでは解決できない複雑かつ構造的な課題があったことが示されたと思います。誤り防止を含む統計の品質確保には、誤りの発生をできる限り最小化していくための取り組みが必要です。統計の品質の確保には、狭い意味での統計作成業務の検討だけではなく、人材育成やシステム開発も含めた総合的なプロジェクトマネジメントが求められるという御報告をいただきました。

各府省におかれましては、プロジェクトマネジメント上の対応が統計の品質に大きな影

響を与えるということを御理解いただき、統計作成プロセスの品質向上に継続的に取り組んでいただくことを期待しております。西郷部会長をはじめ、統計作成プロセス部会に所属されている委員の皆様におかれましては、引き続き部会での御審議と御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の部会審議報告としては最後になります。デジタル部会での審議状況について、會田部会長から御報告をお願いいたします。

○會田委員 會田です。それでは、資料４－１、部会の議事概要に沿って御報告いたします。なお、資料４－２から４－５につきましては、部会での資料を添付しております。

令和８年７月８日に第８回デジタル部会を開催いたしました。出席者は資料４－１に記載のとおりです。なお、今回は昨年１０月の委員改選後、新体制となって初めての部会でしたので、冒頭に新委員から御挨拶をいただきました。今回、議題は３つあり、それぞれについて概要を御説明いたします。

まず、議題の１つ目、新部会長代理の指名につきましては、統計委員会令の規定に基づき、長谷川委員を部会長代理に指名いたしました。

議題の２つ目は、今期のデジタル部会の進め方についてです。資料４－２に沿って事務局から説明を行いました。今期の議題案は、前期デジタル部会の審議内容の取りまとめと統計法等に関する研究会における審議内容を踏まえて整理されたものです。「デジタル経済・社会の統計的把握」と「統計作成のデジタル化」の２本柱を軸に、ＤＸや生成ＡＩの統計的把握、電子商取引、行政データ・民間データの活用といった議題が示されました。これに対して委員からは、主に３つの点で御意見がありました。まず、デジタルエコノミーの統計的な把握は国際的な議論をベースにすることが望ましく、２０２５年に採択されたＳＮＡの国際基準の最新版や、国際収支統計マニュアルの改定を踏まえ、国際的なフレームワークとデジタルとの関係について、本部会で現状を考える機会があるとありがたいという御意見がありました。

また、これに関連して、いわゆるデジタル赤字が現在６兆円から７兆円程度と言われており、こうした現状を捉えられるよう、各方面のデジタル指標についても整理していくことが有益ではないかという御意見もありました。

次に、デジタル社会を広く捉える観点が必要であり、売上げのような数字だけでなく、市場構造や顧客の捉え方の変化など、構造的な変化を捉える場を設けることも必要ではないかという御意見もありました。

今後の進め方につきましては、次回以降、議事が進んでいく中で変更することもあり得るという認識を共有しております。

議題の３つ目ですが、今年度委託研究についてです。資料４－３から４－５に沿って事務局から説明がありました。令和８年度は「ＤＸの統計的把握と統計作成のデジタル化に関する調査研究」を実施する予定です。文献調査や海外統計機関へのヒアリングを通じて諸外国の状況や国際的な議論の動向を把握し、今後の部会審議に向けた参考となる知見を得ることを目指すものです。合わせて、ＯＥＣＤ及びＥＵによるＡＩに関するデータ収集の状況の紹介と、シンガポール統計局が開発した生成ＡＩを活用した統計分類の自動格付

システム「D I C E」の事例紹介もありました。

これに対して、委員からは様々な御意見をいただきました。まず、文献調査に関しましては、報告者の負担軽減に資するようなどころもしっかり調査していただきたい。例えば、A Iがファイルから自動入力し、担当者が最終確認するような活用方法についても調べられるとよいのではないかという御意見がありました。また、シェアリングエコノミーにおけるC to C取引など、既存の統計では把握が難しい取引について、各国がどのように把握しているかを調査することも有益ではないかという御意見、D Xによる財、サービスの質の変化に伴う価格の品質調整が各国でどのように行われているかについても、参考になる情報が得られるとよいのではないかという御意見もありました。

さらに、大規模システムの購入からサブスクリプションへ、資産の所有からアクセス権の購入へという構造的な変化についても視野に入れて調べていただけるとよいという御意見、統計作成プロセス自体へのデジタル技術の影響やシステム開発へのA I活用の国際的な事例についても情報収集できるとよいという御意見、また、諸外国の事例だけでなく、日本独自の地域D Xの実態把握という観点も念頭に置いてはどうかという御意見もいただきました。

まとめといたしまして、今回は新体制での初回の部会ということもあり、委員の皆様から今期の審議に向けた幅広い問題意識を共有していただきました。次回以降、こうした御意見も踏まえながら、デジタル部会での審議を着実に進めてまいりたいと思っております。

以上で私からの報告といたします。よろしくお願いいたします。

○津谷委員長 會田部会長、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。第8回デジタル部会は、新体制となって初めての部会であったということです。主な議題として挙げられている「デジタル経済・社会の統計的把握」と「統計作成のデジタル化」という2つの論点は、いずれも、昨今の著しい進歩を遂げているデジタル化に対して、統計行政が果たしていかなければならない重要なテーマであると私も考えます。今回、御意見をいただいた新たな問題意識を取り込んで、次期基本計画を見据えた有意義な議論が、今後この部会で行われていくことを期待しております。

事務局におかれましても、デジタル部会における審議の充実化に資するよう、諸外国の状況や国際的な議論の動向を検証・検討し、しっかり把握していただきますようお願いいたします。會田部会長をはじめ、デジタル部会に所属されている委員の皆様におかれましては、引き続き部会での御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日最後の議事に移ります。令和7年度統計法施行状況に関する報告及び審議についてです。資料5-2により、総務大臣から統計委員会に対して、令和7年度における統計法施行状況の報告がございました。まず、統計法施行状況について、各府省の統計調査等の実施状況や、公的統計基本計画の推進状況などについて、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○大村総務省統計企画管理官室企画官 総務省政策統括室です。令和7年度統計法施行状況報告の概要について御説明いたします。

資料5-1の1ページを御覧ください。施行状況報告は統計法第55条の規定に基づき、毎年度、各府省の報告を基に取りまとめ、報告書の形で統計委員会に報告させていただいているものです。

次に、構成ですが、例年同様、大きく3部構成としておりますが、第2部では、令和7年度が5か年の計画期間の中間年に当たることや、「統計法等に関する研究会」がちょうど開催されていることもありますので、こうしたことを意識した取りまとめを行っております。

本日は、昨年度の統計行政の主なトピックを取りまとめた第1部と、基本計画の推進状況を取りまとめた第2部を中心に御説明させていただきます。

一枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。こちらが第1部の「統計行政の主な動き」です。時間の関係上、一つ一つ御紹介いたしません、1として令和7年国勢調査、2として統計データの機械可読化、3として世界統計の日など、5つのトピックを記載しております。

一枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。こちらは第2部の「基本計画の推進状況」のうち、基本計画別表に掲げられた全118事項の進捗状況を整理したものです。計画期間の中間年に当たる令和7年度末時点では、全体の約86%に当たる計102事項が、既に「必要な取組に着手している」、あるいは「完了している」という状況となっております。また、令和7年度に「実施済み」となったもののうち、主な取組実績を吹き出しで紹介しております。

一枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。こちらが第2部の「基本計画の推進状況」のうち、冒頭でお話しました、7年度が計画期間の中間年に当たることや研究会の開催を意識して取りまとめたものです。枠書きにもありますとおり、政府は、行政や社会におけるAI・データの利活用を推進しており、基本計画におきましても、報告者負担の軽減、統計ユーザーの利便性向上など、様々な観点からデジタル技術を活用した対応が求められておりますので、今回、「デジタル化への対応状況」として、4つのテーマにつきまして、現状を整理してみました。

まず1点目は、「オンライン調査の推進状況」についてです。オンライン調査の導入率は、統計調査全体で既に9割を超えている状況でして、基幹統計調査のオンライン回答率を見ますと、右側のグラフのとおり、企業系調査8割以上、世帯系調査5割以上を目指して、年々着実に上昇してきております。

ただ、オンライン回答率は調査によってばらつきがあり、低くなっている要因を分析してみると、矢印のところに書いておりますが、調査対象者が御高齢であったり、自計か他計かといった調査方法の違い、それから、企業内で複数部署での回答が必要といった回答の利便性など、回答者の状況が、オンライン回答率に影響を及ぼしているようだ、ということが分かりました。

こうしたことから、オンライン回答率の向上に向けて、各府省においては、調査の特性

に応じて、これまでの状況をよく分析した上で、それぞれの調査に適した対策を強化していく必要があります。また、総務省は、各府省が各種の取組をしやすくなるように支援していく必要があります。

一枚おめくりいただきまして、5 ページを御覧ください。2 点目は、「調査票情報等の利用・提供」についてです。右側のオレンジのグラフを御覧いただきたいのですが、こちらは、例えば、科研費の補助を受けて行う研究ですとか、大学に所属する教員の行う研究による調査票情報の提供件数を示しており、令和 7 年度は従前の年間300件前後から494件と大きく増加しております。この要因は定かではありませんが、従来、府省ごとであった利用申出手続が、令和 7 年 3 月から、マイクロデータ利用のポータルサイト上にある電子申出窓口から一元的にできるようになり、手続負担が減ったことや、調査票情報の提供の早期化にこれまで取り組んできたことがプラスに働いたことが考えられます。

また、黄色のグラフは、調査票情報を匿名化した匿名データの提供件数を示しておりますが、多い年で年40件程度となっております。

調査票情報の提供は、以前はDVD等の円盤に焼いておりました。今ではオンサイト利用やリモートアクセスもできるようになっているように、これまで、より適切なマイクロデータの提供方法を模索する中で技術的な進展が図られてきたわけですが、今後もAI等のデジタル技術は更なる急速な進展が見込まれます。

こうしたことから、総務省は、新たな技術動向を的確に把握しつつ、利用者ニーズも踏まえ、利活用推進と情報保護のバランスをとって、適切な提供方法について整理・検討する必要があります。

一枚おめくりいただきまして、6 ページを御覧ください。3 点目は、「行政記録情報等の活用」についてです。行政記録情報等を活用した統計調査の件数は、右側のグラフに青字で記載のとおり、毎年100件前後と横ばいとなっております。また、保有機関別にみると、分かりにくくて申し訳ありませんが、数字が1桁となっている2つ目の凡例部分になりますが、他府省が保有するものは僅かとなっております。行政記録情報等の活用が進まない要因としては、どこにどのような情報があるのか、データカタログの整備が途上で、データフォーマットも標準化されていないため、なかなかデータ保有部局以外では活用されにくい状況にあることが考えられます。

総務省では、内閣官房と連携し、統計調査以外の調査等の実態を把握するために「調査等リスト」を整備し、これにより、承認審査の際、調査事項の重複確認や回答負担の軽減等の取組を推進しておりますが、各府省が重複確認や調査の効率化等に取り組めるように、このリストの有用性を高める見直しを継続して行っていかなければなりません。また、各府省においては、EBPMを推進する観点から、政策立案総括審議官等が、他府省所管のデータを含めたデータの所在確認に「調査等リスト」を積極的に活用していく必要があります。

さらに、現行法では、統計作成機関が他の行政機関に行政記録情報の提供を任意で求める規定しか存在しませんが、諸外国では、行政記録情報の活用が進んでいることから、行政記録情報等の積極的な活用を促すための規定の整備を検討する必要があります。

4点目は、「ビッグデータ等の活用」についてです。右側のグラフのとおり、ビッグデータ等を経常的に活用している統計等の件数は少しずつ増えておりますが、データの品質や、データが高額になりがちなこと、あるいは、データ提供事業の継続性といった運用上の課題があることから、民間データの統計への活用は、POSデータの活用など一部に限られている状況となっております。

統計ニーズとのミスマッチといったことも課題となっておりますので、各府省とデータホルダーとの橋渡しなど、総務省による各府省の支援が必要となっております。また、現行法では、民間から提供を受けたデータには情報管理の規律が存在しませんので、データ提供者が安心してデータを提供できる環境整備ということも検討する必要があります。

以上、限られた情報を基に整理しておりますので、まだまだ検討が足りていないところもたくさんあるとは思いますが、計画期間の折り返し点を過ぎたということで、これまでの取組を継続すればよいのか、あるいは工夫・改善が必要なのか、残りの期間でどのように取り組んでいけばよいのか、少しでもお示しできたらという思いで取りまとめさせていただきました。

最後になりますが、次の7ページ以降につきましては、参考資料として取組の関連指標や施行状況報告の概要をお付けしておりますので、御参照いただければと存じます。

私からの説明は以上です。

○津谷委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続いて、ただ今の御説明・御報告を踏まえ、統計委員会における審議の具体的な進め方及び審議事項について、審議を行いたいと思います。委員長として、事務局に指示いたしまして、資料5-3のとおり案を取りまとめました。これについて、この場で御提案させていただきたいと思います。それでは、事務局から、御説明をお願いいたします。

○赤谷総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室です。私からは、資料5-3、令和7年度統計法施行状況に関する審議について（案）に基づきまして、今年度の施行状況に関する審議の進め方等について御説明いたします。

まず、1、基本的な考え方を御覧ください。この審議は、統計法第55条の枠組みの中で基本計画に掲げられた事項についての各府省の取組状況などを統計委員会が把握することにより、統計法の施行状況について確認を行い、その着実な推進を図るために実施するものです。令和7年度の施行状況につきましては、先ほど報告がございました内容を踏まえまして、各府省における取組のさらなる推進を促すため、効率的かつ重点的な審議を行い、その審議内容をより意義のあるものにするとの観点から、重要事項を絞り込んだ上で審議を行うこととしたいと考えております。

次に、2、審議の具体的な進め方です。まず、（1）の審議の方法及びスケジュールですが、本日、7月の統計委員会におきまして、総務省から施行状況について御報告をいただいたところです。これを踏まえまして、本日、審議の具体的な進め方及び審議事項につい

て御決定をいただきたいと考えております。その上で、8月に関係府省からの提出資料に基づくヒアリングを行いまして、9月に審議内容の取りまとめを行うというスケジュールを想定しております。

続きまして、(2)の審議事項の選定の考え方です。令和7年度は第4期基本計画の3年度目に相当いたします。これまでの審議内容を踏まえつつ、今回は特に次期基本計画の策定を見据えて、有意義かつ効率的な審議を行う観点から審議事項を選定することとしております。選定に当たりましては、基本計画別表のうち、第2、公的統計の整備に関する事項に掲げられた項目を対象としております。なお、注に記載のとおり、第3、公的統計の策定・提供・利用の基盤整備につきましては、その大半が統計作成プロセス部会やデジタル部会等における審議の対象となっておりますことから、対象から除いております。その上で、具体的な選定の条件ですが、実施時期が令和7年度、2025年度までに到来しているもので、具体的に取組が始まっているものに限定した上で、かつ、統計委員会、これは分科会及び部会も含みますが、そこにおける審議が過去2年間行われておらず、今後も予定されていないもの、すなわち、委員会の周辺に他に審議する場がないものを選定するという考え方です。

こうした考え方にに基づきまして、また、委員長の指示や委員の先生方の御相談も踏まえまして、資料5-3の別添のとおり、2点を選定しております。1点目が整理番号50番、国土交通省が担当いたします土地基本調査に関する事項です。不動産登記情報のデジタルデータの活用に向けた検討が進められておりまして、令和8年度に実施する予備調査での活用が予定されているものです。

2点目が整理番号53番、農林水産省が担当いたします統計部局が統計データ等作成分析し、政策部局へ提供、支援する取組に関する事項です。学識経験者の知見も活用しながら、これまでに計16件の分析レポートの提供、公表が行われているものです。いずれも何がしかの進捗が見られまして、当委員会としても、その施行状況を確認し、さらなる推進を図っていくことが有意義であると考えまして、選定したものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

私から説明は以上です。

○津谷委員長 ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から御説明のありました令和7年度統計法施行状況に関する審議についての案に関しまして、御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、この統計法施行状況に関する審議について、お諮りしたいと思います。令和7年度統計法施行状況について、統計委員会における審議事項については、資料5-3のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 ありがとうございます。それでは、案のとおりとさせていただきます。これらはいずれも重要かつ関心の高い事項であると思います。皆様、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

本日用意いたしました議題は以上です。本日の議事録は、委員の皆様にご確認いただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開するという形に変えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 次回の委員会につきましては、今、日程調整中ですので、また、日時場所につきましては別途御連絡いたします。

事務局からは以上です。

○津谷委員長 それでは、以上をもちまして、第231回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。

○谷本総務省統計委員会担当室長 御審議ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、この後、連絡事項がございますので、会場にて御出席の委員の方々はそのままお待ちいただければと思います。また、ウェブで出席の委員の方々におかれましては、お手数ですが、事前にお送りしています、別の会議URL、こちらに接続し直していただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、10分後の11時45分に始めさせていただきますので、それまで休憩とさせていただきます。